

第20回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年12月25日（月） 午後1時30分～午後2時03分
- 2 場 所 湯河原町役場第2庁舎 3階会議室
- 3 出席者 農業委員 議長 外6名（欠席3名）
出席を求めた農地利用最適化推進委員 3名（欠席0名）
- 4 本日の議案は議事録に編集のとおりである
- 5 本日の書記は下記のとおりである
菊地照忠（事務局職員任免）
- 6 議 事

事務局長	皆さんこんにちは。 今年1年間ですね、農業委員会の業務に従事していただきまして誠にありがとうございます。 また来年もよろしく願いしたいと思います。 それでは定刻となりましたので第20回農業委員会の総会をお願いしたいと思います。会長よろしく申し上げます。
議長	皆様こんにちは。12月お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。今年最後の総会ということでございます。 やっとコロナも収束とは行かないんですけども、元の生活に何とか近づいてきたかなというような状況でございます。 農業の方も色々ございますけれども、町の方もいろいろな事業をやっておりますのでご発言いただき、農業経営のためにご活用いただければと思います。 それでは議題に入りたいと思います。 まず、議事録署名委員の指名でございますが、4番委員と7番委員をお願いしたいと思いますよろしく申し上げます。

	次の議案（１）ですが、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。
事務局	日程番号第１番議案番号第52号でございます。 まず初めにですね、農業経営基盤強化促進法につきまして説明をさせていただきます。本年４月１日に回答がありました。８月の時点でいろいろなご意見をいただいた中でまず今回、この内容で、日程番号１出されてきた方ですが、現行法が４月１日で改正されてしまったにもかかわらず、旧法今まで３月31日までと条例等があるのですけれども、こちらに付きまして、農林水産省および全国農業会議所並びに県農業会議等から通知がありまして、このような通知があった場合の処理方法としましては、新法とともに旧法であります今までの条文等に効力を有するという形で、通知をいただきましたもので、今回の農業経営基盤強化促進法に基づく条項等につきまして、旧条項を含め内容も含めましても差異無く新法と同等に扱うという形でとりますもの先にお伝えさせていただきます。 内容につきましてはこちらの現在４月１日改正後、有効期間がございまして、２年間令和7年3月31日までに同内容等の申請が来た場合は9号の取り扱いでも有効という形をお知らせさせていただきます。 お手元の案件でございますけれども、権利設定につきましては賃借権。借手につきましては、湯河原町 [REDACTED] さん。貸手につきましては、[REDACTED] さんでございます。こちらに書いております面積でございますけれども、お手元の資料１枚お捲りいただきますと利用権設定と書いてあります。 ４ページ途中でちょっとお開きいただきたいのですが４ページのところの左側、住所の欄の二つ下農地畑1,391㎡と書いてありますけれども、こちら借手であります [REDACTED] 様が出作地に土地があるということで、こちらの案件に書いてあります耕地面積1391ということでございます。主な農機具等につきましては以下になっております。場所につきましては、[REDACTED]、台帳・現況畑、面積は2,492㎡となっており、こちらの場所につきましては、吉浜地内の洗頭川をずっと登っていきます。

	資料のですね、一番最後に航空写真がついておりますけどお開きいただけますか。 資料6の次ですね、真ん中に赤枠を付けさせていただいたのですがそこから北側の方に上って行きますと、こちらは町道兔沢線となっております。左上少し見えるところが、ゆめ公園・運動公園となっております。こちらの赤枠のすぐ二つ下にですね、前栗場の農林水産課が管理しておりますふれあい農園、前栗場がございます。位置的にはそのような形でございます。 こちらをですね、前回、期間がありまして、ここの12月31日でちょうど満了を迎えるところなんですけれども、同じく更新という立場で賃借権今回は3年間ということで来年の1月1日から3年間9年の12月31日までを借りる形を考えており、借地権等については変わらずということで、伺っております。お手元資料戻りまして、5番6番こちらに謄本、公図がありますけれども先ほどの地図のところを見ていただくとこの様な形での土地となっております。説明は以上です。
議長	それでは現地調査について私の方から報告をさせていただきます。12月17日の日曜日に、私と1番委員、第3番推進委員、3名でこの現地の確認をして参りました。 現在、現地ということですが、ブルーベリーと野菜類が作られていてこの更新ということで現在借りてらっしゃる■■■■さんが耕作をして、きちんとですね、耕作をされていると確認しました今後でもですね、これで契約更新されれば同様にですね、規定として、耕作をしていただけるんじゃないかというふうに感じました。特に問題はないというふうに感じております。以上です。 1番委員いかがですか。
1 番	問題ないと思います。綺麗にやっております。
議長	この件について質疑を受けたいと思い、何かご質問だとか、ご意見を伺った方いらっしゃいますか。 私からすいません事務局の方に一つは簡単な方で出作地ってのはいわゆる湯河原町から例えばどっかよその市町村にあえて■■■■さんが

	ですね、現在借りてる方他の場所にも借りられているということで先ほど説明あったように思います。
事務局	議長、先ほど説明しました出作地につきましては、 様本人が、熱海市内に農地をお持ちだということです。
議長	それからもう一点、この申請書を私事務局前に言ったんですけど、この4月の4月1日に、農業経営基盤強化促進法改正、施行されて、かなり大きな改正がされたということでございますが、それでも旧法で効力があると、いうのは、元は、これは法律改正されたときに附則で、いう期間といいますか、経過措置として置いているから、有効ということですよね。
事務局	議長のおっしゃる通りでございます。先ほどご説明させていただきました。新法に変わりましたが、その条項には一切いくつかれるものがないので、旧法と併用という形になり、時限的な話ですけど例えば2年間、4月1日以降、2年間ですから、令和7年3月31日までは、同じ取り扱い旧法の取り扱いを兼ねながら新法を対応するというところでございます。
議長	条項がないんだけど、だからここに書いてある18条っていう18条のいくつっていうのは、ここに申請をされる中身と違うんですよ。旧法の18条であって、新法では附則が当然なくなっちゃったんで、その経過措置猶予期間を定めている附則で、決められているので、旧法のようにここにこういった要件のことについての条項がなくなっちゃったから、附則でやるしかないところに書いてあっても間違いですよこの申請の仕方は、その有効ではあると言われるかもしれないけども、好ましい書き方ではないと思いますけれども、当然農業経営は新申入書には、基盤強化促進法第18条第2項の規定に基づくところあるけど、このケースでは全然違う。ここに言うのだったら基盤強化法の附則の第何条に基づいてとか、こう書くとかあるいはその旧法が旧法のちゃんと延長であるということを明確にした上で書いて申請をしないと、この現在のこの新法の18条のように思える。言うのは好ましいことではない有効ではあるけれどもだから、経過措置として附則で決められてるから2年間ね、有効ではあるけ

	ども、この仕方としては、好ましくない。こういう書き方で問題ないとの申請書のその条文といいますか引用している条文でもいいというふうに、県の農業サイドから言っているのか。
事務局	今、議長からお話がありました中にご説明させていただきますと、全国農業会議所および神奈川県農業会議から、回答がありまして、特に修正はせず、引き続き従前の様式を使っても問題がないという解釈を賜りました。以上です。
議長	わかりました。ちょっとおかしいと思うけど、本来は新法の条項で書くべきものだと思いますよ。 これ規定根拠はない。有効であるだけだから、申請にあたってはちゃんとした新法で何かで仕方ないから、そういうふうを書くように令和7年の3月いっぱいぐらいまでこういう形で受けられるんだけれども、今までと同じでいいっていうのは、好ましいとはどうも思えない。混乱の元です。ま、それは意見ですからいいです。 それでは採決をとりたいと思います。日程第1、議案第52号について賛成される方は挙手をお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成ということで、計画については、承認ということでございます。 続いて、(2)農地法第3条の規定による許可申請書審議についてということで、事務局、説明をお願いします。
事務局	日程番号2 議案番号53権利設定所有権移転でございます。こちらにつきましては、今年の6月当農業委員会総会にて非農地証明願いを出された。[REDACTED]の案件の隣接地でございます。今回の譲受人につきましては、東京都[REDACTED]様、耕作面積は3759㎡、借入地面積3251㎡、農業従事日数年150日、農作業従事者2名、通作距離車で約10分程度ということで譲渡人ではありますが、湯河原[REDACTED]様です。まず場所につきましては、先ほどお伝えしましたテニスコートの隣接と言うことなんですけど、お手元の資料申し訳ございません14ページをお開き願います。真ん中ほどです。カラー刷りのA4横になっております。

14ページ上からの写真であります。グーグルマップを使った形でお出されています。向かって左側のところなんですけれども、こちらが本地でございます。隣接地にはテニスコートがありますけれどもこちらを利用したいと思います。元々の譲渡人であります[REDACTED]さんが農場長としてこの会社と一緒に、資料の方の4ページ、5ページ。こちらの農地を利用して、ブルーベリーの栽培をしたいと考えがありまして今回申請なされたものです。申請地の方なんですけれども、こちら13筆書いてありまして、宮上字奥の田という小字となりますけど[REDACTED]田畑1,760㎡以下2枚目のところですね[REDACTED]畑雑種地13㎡、計3,788.75㎡という形の今回は農地の所有権移転が来ております。[REDACTED]様の方につきましては、畑を管理することが困難になり、知人である譲受人の方にですね農地を譲渡したい希望があり、今回[REDACTED]様とともにですねこちらの農園をブルーベリーで実施したいという形で来ております。資料を捲りまして6ページの方にですね今の内容、内容真ん中ほど6ページの4番ですね従事する方として書いてあります。湯河原の方の[REDACTED]様のご自宅が湯河原の事務所になります。そこから約10分ほどで現地に着くという形になっております。今回農地所有適格法人という形で、会社の名義で来ておりますので11ページ以降ですね法人関係の形で書類が来ています。すいません、先ほどの15ページを見ていただけますか、こちらを見ていただいた方が14から15に代わりますけれども。こちらはですね、上から見た地図になっております15ページでございます。間真ん中にテニスコートがありその周りを囲うような形になっており、次のABCDがですね、各方面から撮った写真となっております。重ねて、資料の29をお開き願いますか。こちらは公図になっております。お手元のところに赤いマーカーが引いてあるところが案件の筆となっております。真ん中のところ[REDACTED]がテニスコートとなっております。その周りを囲むような形になっております。6月のときには、この15ページの入口と書いてあるでしょうかね、こちらがあつて、資料の30ページ以降ですねこの会社の農業経営に関することが書いてあります。実際には東京の会社でありますけれども、

	千葉県君津市の方で農作業をしておるということです、ここから証明をいただいているものを付けさせていただいているものであり、31他3面の資料を付けさせていただいております。以上説明を終わります。
議長	それでは現地調査をされた7番委員よろしくをお願いします。
7番	令和5年12月の19日に調査員主務者7番委員6番委員と第1推進委員の計3名で現地調査をいたしました。 調査地区としまして、まず事務局の方から説明もありましたけど、旧大伊豆ホテル手前の側道を上っていくと、約500mから800mぐらいかなぐらいのところにテニスコートがあります。 これはGoogleの航空写真でも位置図などは判断できると思われます。 今回対象農地としまして、13筆合計で3788.75平米かなり細かく筆がわかれてて、地目も雑種地っていうんですかそういうものも混在してて、非常にわかりにくいんですけども、テニスコートを中心にそれをグルッと囲う様な形で農地が点在していました。 点在している農地に関して、比較的平坦な場所で低木が見られるが一部柑橘類の植栽も見られ、農地と判断できました。 以上です。
議長	はい。ご苦労様でした。 不足があれば、第1推進委員よろしいですか。 この件について何かご質問ご意見がある方はよろしく願いをしたいと思います。 私の方からこの許可申請書の1ページ目、許可を受けようとする土地の所在等ということで、これはかなりたくさんあるわけですが、ここのところ、この許可を受けようとするところで、登記簿上は宅地、現況雑種地、あるいは宅地で登記簿も宅地現況宅地、あるいは原野、雑種地とか、あるいは畑があるわけですが、これは、これでやると許可受けるっていうと、これは全部、畑が開けるか何かになるか。

事務局	今お手元の資料1枚目、1ページの所でございます。大きい2番、今議長がお話いただきました。 農地以外の土地があるのではないかとご指摘になると思いますけど、私の方で皆さんに見ております申請書審議の方、台帳あるいは現状は畑のみを今回の算定申請として挙げさせていただいております。 こちら宅地雑種地を含めた他の宅宅以外もあると思いますけれども、こちらは所有を今後考えているということだけでありますので、今回の3条の申請には、状況説明上だけ付けてるものです。
議長	そうすると農業3条の規定による許可申請書で、ここに2番で、宅地で雑種地が宅地宅地、これは申請関係ない？ここをね、畑にしようとか、農業利用しようということだったら、ここに含まれてこういうふうにするんでしょうけども、実際に売買はこの宅地なんかもされるのかもしれないんですけども、この農地法3条の許可をするっていうことは、農地に変更される。
事務局長	議長おっしゃるようになりますねこれ間違いでありますので、差し替えさせてもらうように考えます。
議長	全体がね。おかれて、全体の配置だとか、土地利用とかそういうので宅地が含まれたりね、するのはそれはわかるんですけども、申請上はこれは外すべきだというふうに思いますので、これは差し替えでいいですかね。 注意していただいて、何を評価してるんだっていうのがありますから、これは注意をしていただきたいと思います。全体の面積だからここにあるのは、申請など許可を受けようとした所在地が非常にたくさんありますけどこれ合計してもだから、何だ3788.75平米いわゆる大きくなるんですか？
事務局	資料1ページの方につきましては、議案の3,788.75平米以上になってしまいますので、今ご指摘がありますとおり削除で対応させていただきます。

議長	議案の審議の横長なものは、農地法の関係の問題から3788.75㎡。ここにある申請書の方に宅地があるのは、これを出すと3788を超えて大きくなりますよってことですね。
事務局	おっしゃる通りです。合計数が大きくなりますので、先ほど申しました通り畑田台帳・現況のみし、許可申請書審議の方に転記させていただいております。
議長	他に何かご質問ございますか。そうするとこれは元の事務所の■さんが売却後はその地主さんが管理をする農園長ということとして管理をするということで、会社のねこの法人の代表の方は千葉県東京ですか、通うのは、通作するのは大変なので■さんが日々の管理をするというふうに、そういう意味でいいんですね。
事務局	おっしゃる通りです。
議長	わかりました。 この31ページのこの写真は、これはどういう写真ですか、何かあって、これは元々やってるとどこだっけこの会社が別な地域でやっている？千葉県での写真ということですか？
事務局	31ページの一つ前の30ページ戻りまして、こちらは君津市、先ほど説明いたしました農業経営の実態証明という名称のものでこちらで耕作しているものを先方が提出したものでございます。
議長	法人が農地を取得をするってやっぱり取得をせざるを得ないですか？元々他のところでやってるのは賃貸借のようですが、今回はこれで購入しちゃうんでしょ。他の地域と同じように賃貸借で行くわけにはいかなかったのでしょうか？
事務局	先方からは所有権移転のみで聞いておりまして、賃貸借についての話は、聞いておりません。
議長	株式会社はね、農地を所有する必要があるのかどうかってね、できるだけ賃貸借を進めてくださいっていうようなことは、言われてるわけですが、向こうの会社としてはね購入をしたいということでこういった申請になってきたわけですが、できるだけ株式会社は賃貸借をされるようにまずあるいはなぜ今後、土地の売買によって、農業をしなくてはいけないのかなということ、今後申請を

	される段階で、聞いていただいた方がいいと思いますのでよろしくお願いします。 皆様の方から何か他にありますか。 ないようですのでそれでは採決させていただきたいと思います。日程第2、議案第53号所有権の移転について、賛成される方は、挙手をお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ということで、決定いたしました。 続いて(3)非農地証明願い説明をお願いします。
事務局	日程番号3番議案番号54非農地証明願いについて説明します。まず先の資料の一番後ろのところを見ていただけますか。資料の一番後ろの写真になります。こちら赤枠につきましては、本地■■■■■■■■■■でございます。北側の上の方に行きますと県道75号、南側の道路は町道でございます。本地枠の所の敷地を含む全体をですね「すぎなみ荘」現在の「湯の郷杉菜」という形で既に農地ではない形で使っておるものでございます。 申請者につきましては、湯河原町■■■■■■■■■■さん 申請地につきましては、■■■■■■■■■■台帳地目田、現況地目宅地、121㎡でございます。 今回の申請の経過につきましては、昭和58年から宅地杉並区の保養所現「すぎなみ荘」現「湯の郷杉菜」を新築し、昭和59年5月に農地転用し、現在に至っているものでございます。また上記転用前に申請者の祖父母の借家がありまして、この新築前にも後ほど申請許可を受けていなかったのが、現実でございます。借家の段階で取っていれば終わったんですけど、その後、借家は存続しているときに農地法にあたる時期で申請していれば今日まで伸びなかったとは思うのですけどのその後、杉菜の新築をもとに40年近くたった現在申請人から農地法の申請許可を得ずに、作ってしまったということで、7ページ資料経過書という形で書いてあります。事務局からは以上でございます。

議長	それでは現地について調査された 7 番委員報告をお願いします。
7 番	議案番号54番非農地証明について調査を行いました。調査日は令和 5 年12月19日調査員として主務者 7 番委員従務者として、6 番委員、第 1 地区推進委員の計 3 名で行いました。 調査地は [REDACTED] 宮上バス停から温泉場側に50mほど行ったエクセレントプラザ湯原周辺杉並区保養所湯の郷杉菜の敷地内ということになります。 調査の現状といたしまして、杉並の保養所の竣工が昭和58年以降敷地の一部となっており、農地としては利用されておりません。 また今後も農地として利用されることはないと思われます。 以上です。
議長	はい、ご苦労様でした 第 1 地区推進委員よろしいですか。
議長	この件について質疑を行いたいと思います。何かご質問ご意見ある方はよろしくをお願いします。 周辺に農地もないですね。
7 番	はい。
議長	特にご意見ご質問ありませんか。 それでは採決に入りたいと思います。日程第 3、議案第54号宅地の非農地証明願いについて賛成される方は挙手をお願いします。
	全員賛成
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ということで非農地証明させていただきます。続いて各園非農地証明についてお願いします。事務局説明をお願いします。
事務局	日程番号 4 議案番号55非農地証明願いについてご説明いたします。 資料の方一番後ろのところを見ていただきますと資料の一番真ん中ぐらいに、本地 [REDACTED] があります。 戻りまして、同じ資料の 8 ページですけれどもこちらが航空写真でございます。真ん中が少し左手ぐらいに赤いマークを付けてありま

	すけどもこちらの航空写真8ページの真ん中ぐらい赤く見えますか。見えづらいですか。 現地につきましては、この赤いマークの左手に大きい建物、こちらが城堀の城願寺でございます。 城願寺から東側東京寄りに、町道を跨いで2件目のところが本地でございます。4ページをお開きください。4ページの本地が真ん中の所でございます。左手の方が城願寺となります町道から2件目の所でございます。 申請者につきましては湯河原町[REDACTED]さん。申請地につきましては[REDACTED]、台帳畑、現況宅地、49㎡でございます。申請地につきましてはの資料の5ページこちら写真が添付されております。申請地は昭和50年月日不詳から、宅地(物置き場駐車場)に転用し、現在に至っているものでございます。写真の通り駐車場が上の段、裏面も見えていただきますと駐車場の下の部分、コンクリートの基礎が上がってくると、このところの物置という形で、地上から見たところで地下から見た感じでなっております、ここまでの経過書につきましては、そのようなことがありまして謝罪の方が入っております。後は添付資料等となっております。事務局の方は以上でございます。
議長	それでは現地調査をされた4番委員により報告をお願いします
4番	12月18日3番委員と第1区域推進委員と私3人で現地を調査に行きました。 私の記憶の中で言うと、昭和45年にはもう何の耕作もしてなかったと私は記憶しております。 それで、今の現状になっても、何の耕作もしてません。 周りにもあまり農地はございません。ま、皆さん写真を見ても分かるとおり、ほとんど駐車場になっちゃってるもので、ほかの物に今から変えろと言われても変えられるものではないと思います。このまま行くしかないかなと私は思います。
議長	はい。ありがとうございました。3番委員何かありますか。

3 番	いや、ないです。
議長	審議に入りたいと思います。この件について何かご質問ご意見ある方はよろしくをお願いします。 特にありませんか。 それでは採決に入りたいと思います。 日程第4議案55号非農地証明願いについて賛成される方は挙手をお願いします。
	全員挙手
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ということで、証明することで決定しました。 議案は以上でございます。その他に入りたいと思います。事務局より説明をお願いします。
事務局	お手元の一番下のところに農林漁業者向けということで、白黒の物ですが、既に農業委員さんには通知等させていただいておりますが、あるいは町ホームページでも掲載しておりますけれども、原油価格高騰対策支援金としまして、農業者向けという形でご理解していただきたいのですが町以外の所にも各受付場所へ資料を配下しておりますので、ぜひとも農業委員さんのお知り合いの方から、農業従事者等の方がまだ申請等されてない方がいらっしゃればですね、お声掛けをしていただき、是非ともこちらの支援金を受け取っていただくような形でお願いします。また農業委員さんにつきましても、申請を既にされてる方もいらっしゃいます。これからの方もいらっしゃいますので受付の期間がございます、来年の2月の29日木曜日までとなりますもので、お忘れの無いような形でお手続きをしてください。窓口につきましては、農林水産課の窓口が受け付け場所になりますので皆様の申請をお願いします。
事務局長	議長。プラスアルファでお願いします。
議長	どうぞ。
事務局長	結構ですね来られている方はいらっしゃるんですが、ちょっと勘違いされる方もいらっしゃるんじゃないかと思います。観光課で2万

	円をやっていますが、それプラスアルファ今回上げることは可能だと思いますのでそちらはですね、ちょっと理解してない方もいらっしゃるんじゃないかと思いますのでそこら辺ちょっともしお声がけできるようならばお願いします。
3 番	これ用紙はどこにあるの。今もらえる。
事務局長	大丈夫です。農林水産課にあります。
3 番	寄ってけ？ 今無いの。
事務局長	はい。用意していないので
議長	農協の支店にも何か申請書の用紙を置いてあるんですね。
事務局長	そうですね。農協とか農協各支店にも置いてありますし、当然うちの方、あと駅前案内所にも。
3 番	これ全部完全に勘違いしてんじゃないの。俺も勘違いしてたもん。2万円のもんだと思ってた。
事務局長	やっぱそういう感じがずっとあったと思うんで、はい。
議長	名前も違うしね。金額も違うしね。
3 番	名前違う同じような場合じゃない。
事務局長	名前は同じなんですよ。
議長	同じ業者向けてのはちょっと
事務局長	頭に農林漁業者向けってのが付いてるか付いてないだけの話です。
議長	この間農協の回覧板にもあれが回ってました。同じだとそう思っちゃってるんだよね。
事務局長	値段の倍以上でありますのでぜひ。
議長	せっかくの予算を見ていただいたのでぜひ申請をしていただければと思います。
1 番	この件だけどさ、はいどうぞ。 農協の支店運営委員会でもこの2万円をまだもらってないとわからない。前回、差し上げますよって言われても来てない人すいません

	これじゃ、だから先ほどの2万円の方もみんなまだの人がいたら、そちらの方も準備してくださいとか、言っては参ります。
事務局長	こちらにですね同じ材料で、観光課は隣になってますので、一つ材料持ってくれば、そちらの方もコピーして、一緒に申請できちゃいます。
議長	役場の方にこの申請書持ってこられたらね、商工の方がやってる2万円の方は申請済みですかって一応聞いてもらって、ちょっとついでに左隣に寄ってね、申請をしてくださいというふうに、あるいは商工課の方に言ったらね、農業関係の人がそっちじゃない別の課の方も方ありますよってお互いね、なんかその確認というか、申請は済んでるかどうかは確認していただければと思いますので、よろしくお願いします。
9 番	よろしいですか。 その続きでございまして大変申し訳ないしつこくなって申し訳ないですが、やはりあの町から出てくる情報ですね、基本的に広報ですってというような、今まであと自治体のデジタル放送でやってますけど、どうしてもまだまだその隙間、デジタル化は数十年前に情報情報なんだよな情報なんですよ。 そんな言葉があって、どうしてもまだまだこの細かいところで、その情報の隙間ができてしまうのかなと感じております。町の業務の中農水だけでございませぬ。この全体やはりそういう隙間がなくなるいただければありがたいと思います。
議長	ホームページにも載ってるし農協の回覧だろうね、そういう紙ベースでも回ってるし、インターネットでもね、ということですので、それ以上何かなかなか難しい点もあるので。
9 番	皆さんはどういうところなのって言ったら、要するに隙間をまだまだ隙間はありますので、そういうところで、ないというのはできないように周知するっていうのは、この町の町全体業務の事だと、申し述べてる次第でございます。
議長	いろんな媒体を使って、伝えていただければと思います。

	農業委員の方も、もしお知り合いの方で、この事業が有るよって紹介をしていただければよろしくお願ひしたいと思ひます。 この件についてはよろしいですか。 はい。その他。
9 番	今回の議案の第53号ですね、これはこれで結構です。問題ないと。 ただ一点気になることもございまして、これ業者さんが入るにあたって、この業者さんの実績ですよ。実績等がこれなんか流れを見ると話が出て1年の間に、こういう農業法人を立ち上げて、それと最終的にホテル等の隣接に農地を運営するという一連の流れかなと思ひんですけど、この業者さんのその経過を見ますと、要はこれありとあらゆる業種に手を出してゐるんですよ。 ただ総合経営コンサルタントのような格好なのか、その人がこの業者さんがというかこの会社が短い間にどれだけの実績、要するにどのような姿勢でどのような仕事をしてきたか、要するに真面目に、要は真面目に仕事してゐる、その会社なのかどうかというやうな情報がつけ加わると、判断しやすくなるかなと思ひ次第です。 以上です。
事務局	9 番委員の御指摘大変ありがたうございします。 資料のすみません34ページをお開きください。標題履歴事項全部証明書となっております。こちらは会社の存続する謄本と言われるものでございします。上から会社番号って書いてありますが、先ほど9 番委員がご指摘されました目的のところに一番農産物の生産の分散化と販売等が書いてあるということで農業関係で手を広げながらされているということなのですけど、ちょっと中身が欲しいというお話なんですけれども、このひとつ上なんですけど、会社成立の年月日令和5年2月7日ということでまだ1年に満たない、成果が出ないということでございします。事務局の方からですね、あの決算書はないでしょうかと一応お尋ねをさせていただきました。会社もいろいろある中で、1年まだ満たないですので、決算を受けたりとかを回答いただいたものです。

	今後このような会社が、農地所有適格法人という形で存続するためには、農業販売収入等が全体の51%以上過半数以上の収入がないと農地適格法人には当たらないとありまして、今後皆様見守る立場になると思われますけれど、なに分湯河原の新規参入の1一つの会社になるはずですので、また個人の新規就農者等も今後入ると思われますので、農業に携わる何かしらのご助力と、農業委員会共々です。ねさしていただければと思います。以上です。
議長	そういう懸念があつてね、この会社ができてから他のところで賃貸でやってるんだけど今は売買をしたいと売買しちゃってその後どうなっちゃえば、もうこのままずっと農業経営してくれればいいんですけども、また、今度は転用したりとかね。いうふうになってふうに考えてあるわけですよ。 だから、国の方でもできるだけ株式会社は賃貸借を進めなさいよって、あるいは賃貸借じゃなくちやいけない理由っていうかな、なぜそういう賃貸借売買じゃなくて、なぜ売買をするんですかっていうことを今ちゃんと聞きなさいよって言うんですねてるんだけどやってない。 その辺はねぜひ、さっきも言ったんだけど、やってもらうことはいいことなんだけど、できるだけ賃貸借を進めるようお願いをしておきます。このうち法人が設置して間もないところで、この写真で受けたばかりのね苗木があつたり、耕作の証明もついている形式上は合ってるのかもしれないんだけど、出来たばかりで、されるか心配だし、この会社の役員ってのはどうなっているの？戻すつもりないんだけど、役員がなんか株式会社なんで、株主なり、状況というのは、資料集めたりしない。どっかに出てくるかもしれないんですけども。
事務局	資料を手元35ページのところにつきましては事業計画表、今後の計画が書かれております。1枚捲りまして、株主名こちらに代表である佐藤さんがお持ちの内容が書かれております。現在2月7日設立にあたりまして、現在に至るまで、黄色のマーカーにつきまして

	は、農業経営に対する費用が記載されております。裏面には貸借対照表があります。
議長	この佐藤さんが株主株式を全部持っているということですが、この佐藤修一さんっていう方は個人としては、農業者なんですか。あるいは農業従事者ですか。
第1区域	宮上に寿荘って湯宿があるのですよ。 そこのうちの人。
3番	それは加藤でしょう。
議長	それは加藤で佐藤さんという佐藤さん買いたい人、買った人がいた人新しい地主さん。
9番	これ見ますと、この34ページ資本金がこれ15万。何となくね、この辺に引っかかるんですけど、通常問題がなければよろしいんじゃないかこういったところです。
議長	こういったところは、きちっと耕作されるようになんか年に1回のパトロールでは当然なんですけどもなんか、もう少しね農業をうまくやっていただくというためにも何かこの会社のね人たちと何かお話を聞いたり、相談を受けたり、様子見たり、少しこういった新規にね参入っていうか、説明ある方は前回の代わりの方もそうなんだけども、ちょっと重点的にね、こういう人たちところが巡回といいますか、してった方がいいと思いますんで、それちょっと役場の方も考えてください。 9番委員よろしいですか。
9番	はい結構です。
議長	他に何か。 はい、事務局長どうぞ。
事務局長	何回かご案内させていただいております。来年1月27日の農林水産まつり、皆さん大根を作っていただけたと思います。当日ですね、午前と午後に分けさせていただきますので、そこでは思いますので、あと今後こちらの事務局の方から意見を聞かせていただきます

	すので、出席の方、お願いいたします。どちらか出席いただければいいと思っております。よろしくお願いします。
議長	農林水産祭の件でよろしいですか。
1 番	今言われた午前と午後って役場の方で振り分けるのですか。それとも個人で午後がいいとかですか。
事務局長	基本的に希望で。一日どっちでもいいよとか午前がないと駄目だとか午後じゃ駄目だよとか、そこら辺ちょっとアンケート等を出させていただいた上で決めたいと思います。
議長	あまりね片方にばかり集中するようだったら少しちょっとね調整をされそうですね。
事務局長	そうですね。同じぐらいにしたいなと思っております。
1 番	多分大根さあ1人25本だべ、午前中に終わっちゃうんじゃないの。
事務局長	去年と違ってですね、今回皆さん作ってくれてるんで、25掛けるの倍数の方がちょっと違いますので大丈夫だと思っております。また私もちょっと作らせていただいております、1本抜いたんですけど結構この位になってますんで。大根を売るだけじゃなくてですね農業相談あんまりないんですけど農業相談もお願いするような形になりますので、よろしくお願いします。
議長	はい。他の何かありますか。事務局は以上ですかね。 ここに置いてある農業経営基盤の強化促進に関する変更するってあるけどこの説明は
事務局	8月の農業委員会総会にて農業委員会から基盤法の改正に伴いましてご意見がありませんか、というのを踏まえましてあるいは、地元の関係であります農協、神奈川西湘農業協同組合からもご意見を聴取した中で作成してるところでございますけれど、今回につきましては、神奈川県が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針がございまして、基本方針が変更になりましたので、湯河原町だけではなく、県内全ての市町に関するところの、役所等が変更した経過でございます。改正法施行にあたりましては、必ず追加項目をなさうという指示がございまして1点目につきましては農業を担う

	者の確保および育成に関する事項こちらが基盤法の第6条第2項第4号に定められております。 また、2番目としましては、基盤法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項こちらも基盤法の6条関係ですけどそれを必ず追加しなさい。ということで入れております。 一番後ろのところにありますけれど31から40ページまでですけど、これにつきましては内容がある場合は、36ページの確約書なるものが締結、その37条以降も協定の例という形でありますけど、また追ってですね随時対応が町等と調整するようになります。今後の課題になるということです。簡単ですけども以上です。
議長	説明がありました何かこれ質問はありますか。 8月の議会は総会を何かその後農協からもっと限定してこういうふうにした方がいいよとか、何かそんなご意見が出たんですか。
事務局	神奈川西湘農業協同組合からは、意見なしという形で報告を受けております。
議長	全ての市町村はこれ作ってないでしょ。例えば真鶴なんか作ってないんじゃないか。
事務局	当町では分らないです。
議長	全ての市町村と言われたからすべてかなと思って。
議長	そういうことで皆さんからご意見いただいた内容が入っておりますということですのでこの構想に基づいて農業経営の促進を図っていきましょうということです。この件はいいですね。 他に何かありますか。
事務局長	こちらについてはお持ちくだされば。
事務局	1月の農業委員会総会につきましてご周知はさせていただいておりますけれども、改めて1月の29日月曜日が開催になります。また、こちらの方で通知をさせていただきます。

3 番	1月の新年会ってのはですね、今言ってもその辺で全然話が出てこないんだけど、新年会だから、やらないならやらないでいいんだけど。ここんところ。
議長	なんだっけコロナ渦の方が一段落し、町のいろんな行事っていうか、といってもどうなってるかよくわからないんですけどもどうですかね皆さん新年会はやってないっていうか、農業委員会大会の時にはね。
3 番	昔やってたんでしょ。
議長	やってましたよねうん。 1月の時に町長に来てもらって、ま、職務代理だけでも。職務代理だけでもやるか。どうですか皆さん。 例えば25日はね1月のね。
3 番	だから昔は1月は町長の都合でからやってたんじゃない1回しかやってないと思うんだけど、新年会は私達になって
議長	早々だけどねコロナがあつたからね、ちょっとできなかったけど…… やってもいいんじゃないかと思いますけどね。 一応皆さんどうですか。 やる方向でよろしいですか。 役場は何かこういったこういった心配っていうかなんか、あんまりやらないっていうか、なんかそんなコロナの関係で、そんなのってあるんですか。そこはもうなし？
事務局長	そういう基本的にはもうなくなっているんですけど、あまり積極的ではないですかね。
議長	例えば町の人が出ないとかね、症状が出ないとは考えてないとかね。そんなことは別にルールなんです
事務局長	ご存知の通り町長病気により療養中ですので、私どもには情報が下りてきてないのでわかりませんが。
	町長はしょうがないから、職務代理に来てもらうかですけどね。
3 番	昔は両方呼んだっつって、町長と副町長ほら、前回は副町長の体調不良で来なかったでしょ。

議長	じゃあ29日でやるか。
3 番	副町長の都合はどうだね。
議長	29日に副町長の都合だけがよければその日にね、終わった後、やればいいし、駄目だったらまた別な日にすれば。 ちょっと調整してみて。
3 番	あまりやる気がなさそうだな。
議長	あれじゃないですか農業委員の意見を聞くのもいいんじゃないですか。普通ね正式な場ってのは中々こういう会議には、メンバーじゃないと出られないでしょうから、非公式なね、そういったところで、どうかな。代表の方達と意見交換をするのは大事な事なのでそれじゃ開催する方向で調整していただきたいと思います。 他に何かありますか。 じゃなければ、以上をもって総会を終了させていただきます。ご苦労さまでした。
	湯河原町農業委員会
	議長（会長） 露木 洋一
	議事録署名人
	4 番 御嶽 勝義
	7 番 佐藤 甚哉